

高山市企業立地支援制度

対象業種

農業、製造業、情報サービス業、インターネット附随サービス業、道路貨物運送業、
 高等教育機関、専修学校、学術・開発研究機関、コールセンター、新エネルギー供給業、
 本社機能移転※1、医学・薬学研究所※2、スポーツ施設提供業※2、宿泊業※2

※1 地域再生法に基づき地方活力向上地域等特定業務施設整備計画が岐阜県に認定された事業に限ります。

※2 飛騨御嶽高原高地トレーニングエリアにおける受入環境の整備を促進する以下の区域に限ります。

- ・朝日町一之宿、朝日町西洞、朝日町宮之前、朝日町桑之島、朝日町胡桃島
- ・高根町日和田、高根町留之原、高根町小日和田

対象地域

市全域（土地利用形態等を考慮し、景観計画等に定める基準に適合することが条件となります。）

新設

要件	投資額	投資額3,000万円以上 (過疎地域に限り2,700万円超)	年間借上料240万円以上	助成
支援メニュー	①新規市民常用雇用に対する助成	20万円×新規市民常用雇用者数×5年間（限度額なし）		①・②・③ 又は ①・④の いずれかの 組合せで助成
	②固定資産税・都市計画税相当額の助成	10年間（限度額なし）	—	
	③初期投資に対する助成	10%以内 20%以内 ※2 (限度額なし)	—	
	④事業所等の借上に対する助成	—	1/2以内 3/5以内 ※2 5年間（限度額1億円）	

増移設

要件	投資額	投資額3,000万円以上 (過疎地域に限り2,700万円超)		年間借上料240万円以上		助成	
	新規増加常用雇用者数	1人以上	3人以上	1人以上	3人以上		
支援メニュー	①新規市民常用雇用に対する助成	20万円×新規市民常用雇用者数×5年間（限度額なし）					①・② 又は①・④の いずれかの 組合せで助成
	②固定資産税・都市計画税相当額の助成	10年間 ※2 (限度額なし)	10年間 (限度額なし)	—			
	③初期投資に対する助成	—	—	—			
	④事業所等の借上に対する助成	—	—	3/5以内 ※2 5年間 (限度額1億円)	1/2以内 5年間 (限度額1億円)		

本社機能移転の場合

要件	中小企業	その他の企業
投資額	1,000万円以上	2,500万円以上
新規市民常用雇用者数	1人以上	5人以上
年間借上料	(下限額なし)	

※「中小企業」とは中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者をいいます。

【例：製造業・・・資本金3億円以下及び従業員数300人以下の企業】

お問合せ先
 高山市雇用・産業創出課 〒506-8555 岐阜県高山市花岡町2丁目18番地
 TEL:0577-35-3182 FAX:0577-35-3167 E-mail:koyou@city.takayama.lg.jp

高山市企業誘致

検索